

第 2 編

介護保険における 福祉用具レンタルについて



1 福祉用具の貸与について

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目は、次のとおりとなっています。

なお、(※1)の種目は要支援1・2及び要介護1の方は、原則として保険給付の対象となりません。

(※2)の種目は要支援1・2及び要介護1・2・3の方は、原則として保険給付の対象となりません。

2 貸与対象種目(平成11年3月31日 厚生省告示第93号)

1 車いす(※1)	次のいずれかに限る ・自走用標準型車いす ・普通型電動車いす ・介助用標準型車いす
2 車いす付属品(※1)	クッション、電動補助装置等で、車いすと一体的に使用されるものに限る (付属品のみ貸与も可)
3 特殊寝台(※1)	サイドレールが取り付けられているもの又は取付可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの ・背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ・床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品(※1)	マットレス、サイドレール等で、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る (付属品のみ貸与も可)
5 床ずれ防止用具(※1)	次のいずれかに該当するものに限る ・送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器(※1)	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できるもの(体位の保持のみを目的とするものを除く)
7 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る
8 スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る ・車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る
11 認知症老人徘徊感知機器(※1)	認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト(※1) (つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く)
13 自動排泄処理装置 (尿のみを吸引するものを除く)(※2)	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、利用者・介護者が容易に使用できるもの [交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、利用者・介護者が容易に交換できるもの)を除く。]
14 自動排泄処理装置 (尿のみを吸引するもの)	尿が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、利用者・介護者が容易に使用できるもの [交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿の経路となるものであって、利用者・介護者が容易に交換できるもの)を除く。]

3 留意事項

💡 電動車いすの貸与について

電動車いすについては、利用者の自立生活への効果が期待できる反面、下肢筋力低下等を招く恐れがありますので、導入にあたっては、十分なアセスメントを行ってください。また、利用者自身に加え、他者への安全面の確認のため、事前に試乗(継続利用の場合は使用状況の評価)等を行い、利用者が安全に電動車いすを使用できる心身の状況であるか確認を行ってください。なお、例外給付が必要と判断し、理由書等を提出される際は、試乗をしたことが確認できる書類(点検表等)の添付もお願いします。

💡 貸与開始後の対応について

貸与開始後には、介護支援専門員は毎月のモニタリングにより利用状況を把握し、必要に応じて随時見直しを行い、更新認定時や区分変更時に、引き続き貸与が必要な場合は、当初と同様に福祉用具貸与の理由書等を提出してください。状態像の改善、使用実績がない場合には、判断の見直しも行ってください。

💡 短期入所施設内での福祉用具貸与について

短期入所施設内での福祉用具の費用は、短期入所サービスの報酬に包括しているものと考えますので、通常は短期入所事業所が用意すべきものであると考えます。(特に利用が必要なものについては、個別にご相談ください。)

💡 その他

介護保険法において、厚生労働大臣が定める福祉用具に該当しない種目(例えば、標準型以外の車いす等)について、自立支援法など他法のサービスで給付対象になる場合があります。

4 厚生労働省 ～ 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について

「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧」は、他の介護報酬と同様に「3年に一度の改定」となっています。

新規に保険適用された製品は「別に3か月に一度、上限価格を設定する」とことし、上限価格設定から1年未満の新製品については、次の改定での上限価格見直しとなっています。

5 軽度者に係る福祉用具貸与について

要支援 1・2 及び要介護1の方(以下、「軽度者」という)は、その状態像から利用が想定しにくい品目については、原則として保険給付の対象外となっています。(「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)」については、要介護2・3の方も軽度者の扱いとなります。)

ただし、別に告示で定められた一定の例外となる者(種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人)については、例外的に保険給付の対象となります。

6 例外給付の対象要件

厚生労働省告示第94号第31号のイで定める状態像【表1】に該当する者については、軽度者対象となります。

認定結果を判定した認定調査票(基本調査)で確認し、該当する場合は、理由書等の提出は不要です。ただし、その旨を計画書に記載してください。

【表1】 《厚生労働省告示第94号第31号のイ》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイの状態像	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれか該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 歩行「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(*)基本調査に該当項目なし
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 意思の伝達「1. できる」以外又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7 いずれか「2. できない」又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト ●昇降座椅子など ●固定式・入浴用リフトなど ●段差解消機など	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 立ち上がり「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差解消が必要と認められる者	(*)基本調査該当項目なし
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 移乗「4. 全介助」

(Ⅱ)【表 1】の状態像に該当する者でも、該当する基本調査に該当項目がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等により判断する場合

理由書等の提出必要

このようなケースの場合、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について、適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が判断します。

<対象種目>

ア 車いす及び車いす付属品

(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)

(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者

※想定貸与品：段差解消機等

(Ⅲ)【表 1】の状態像に該当する者でも、該当する基本調査項目で対象とならず、医師の医学的な所見に基づき判断する場合

理由書等の提出必要

このようなケースの場合、次の①～③をすべて満たすことで例外給付の対象となります。

①【表 2】i)～iii)のいずれかに該当することが、医師の医学的所見に基づき判断されている。

【表 2】厚生労働大臣が定める特定の状態像

特定の状態像
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表 1】の状態像に該当する者 (例)・パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象が頻繁に起き、時間帯によって【表 1】の状態像に該当する。 ・重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって【表 1】の状態像に該当する。
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【表 1】の状態像に該当することが確実に見込まれる者 (例) がん末期の急速な状態悪化
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表 1】の状態像に該当すると判断できる者 (例)・重度のぜんそく発作時に、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体をすみやかに一定の角度に起こす必要がある。

注 (例)の状態は、あくまでも i)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものの例示です。(例)の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もあります。

重要

【表 2】 i)～iii)のいずれかに該当することが、医師の医学的所見に基づき判断される必要があるため、医師に意見を求める際には、単に「〇〇(福祉用具名)が必要」といった表現ではなく、原因となる疾病や症状、困難な動作、福祉用具貸与が必要な旨等を具体的に示してもらってください。

②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

③上記①②について、市が提出された理由書等をもとに、福祉用具貸与が特に必要であると判断している。

7 提出書類について

軽度者への貸与が必要と判断された場合、提出が必要な書類は以下のとおりです。

必要書類	留意点等
①福祉用具貸与の理由書	
②サービス担当者会議の内容(要点等)	付属品についても、品目ごとに仕様用途、妥当性を具体的に記載してください。 また電動車いすについては、事前にモニタリング、現地確認を行い提出してください。 (P.13 参照)
③居宅サービス計画書(第1～3表)または、 介護予防サービス・支援計画書	「福祉用具貸与」、「付属品」とまとめてではなく、品目を明記し、必要な理由を記載してください。
④医師からの情報・医学的所見の確認書類 いずれか1つ ・主治医の意見書(福祉用具貸与にかかる医学的所見や必要性について明記されている場合に限る) ・医師の診断書 ・介護支援専門員が医師から所見を確認した内容を記録した書類(※支援経過等。確認した日時・確認方法、医師名等は明記のこと)	医学的所見については、単に「〇〇(福祉用具名)が必要」といった表現ではなく、 原因となる疾病や症状、困難な動作、福祉用具貸与が必要な旨等を具体的に示して もらうようにしてください。

8 結果通知について

理由書等を確認後、提出をされた事業所宛に結果を通知します。

ただし、新規・更新・区分変更申請日以降に理由書等を提出された場合は、認定結果後に結果を通知します。

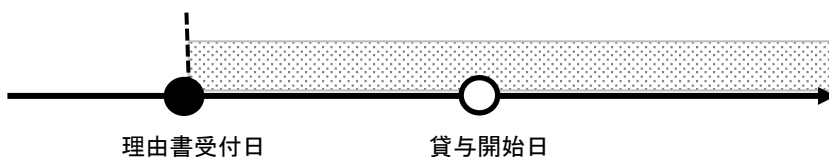
8 理由書の提出期限について

所定の手続きがなされていない期間の利用については、給付を認めず、全額利用者の自己負担扱いとなります。
なお、ターミナルで早急な対応が必要である等、所定の手続きが困難な場合は介護保険課へご相談ください。

◎新規に貸与を開始する場合

支給対象期間

- 理由書受付日以降に貸与開始した場合、すべて保険給付の対象となります。

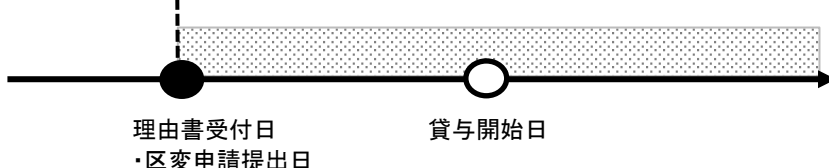


- 理由書受付日より前の利用期間は、保険給付対象外となります。



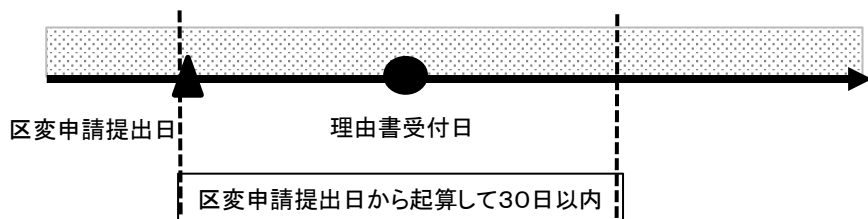
◎状態悪化に伴い、区分変更申請を行うと同時に新規に貸与を開始する場合

- 理由書受付日以降に貸与開始した場合、すべて保険給付の対象となります。



◎例外給付で貸与を受けていた方が、区分変更申請後も貸与を継続する場合

- 区分変更申請受付日から起算して30日以内に提出した場合には、前回の認定期間から途切れなく、保険給付の対象となります。
 - ※貸与承認期間は、区分変更申請の認定期間に変更となります。
 - ※区分変更申請の結果、却下となった場合には、前回の貸与承認期間となります。
 - ※区分変更申請受付日は、認定日ではありません。



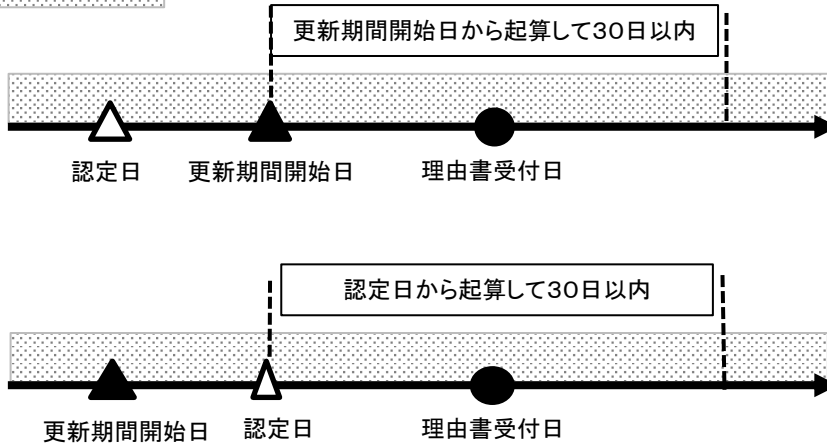
※受け付けた理由書は、認定結果が出るまで保留とし、認定結果が要介護2以上(自動排泄処理装置の場合は要介護4以上)になった場合には、理由書不要ということで処理いたします。

なお、理由書を提出する前に貸与を開始した場合は、理由書受付日の前日まで給付対象外となります。

※退院等により早急な対応が必要な場合等、閉庁日(土日・祝日等)付で貸与を開始する必要が生じた者については、翌開庁日に提出すれば貸与開始日まで遡及し給付対象といたします。

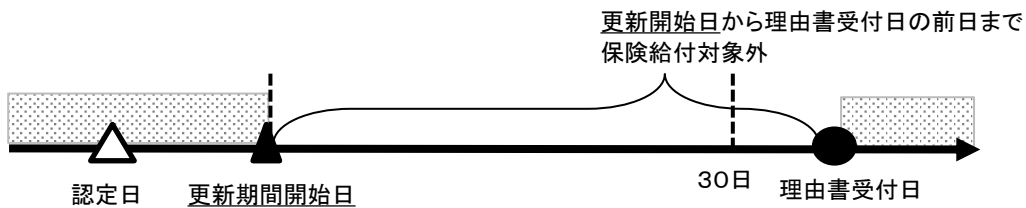
◎更新申請者が貸与を継続する場合、又、更新の結果、例外給付の対象外から対象となった場合

支給対象期間

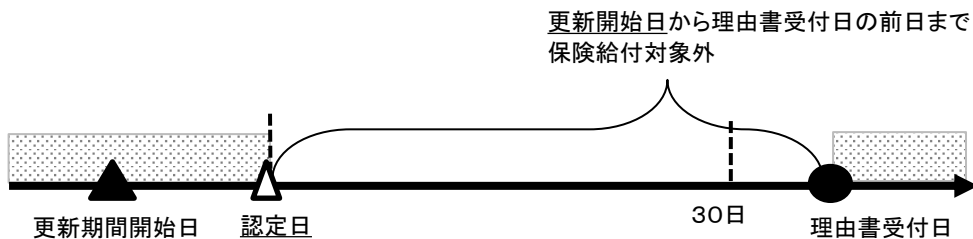


●上記の場合、いずれも前回の認定期間から途切れなく、保険給付対象とします。

※更新期間開始日から起算して30日を経過した場合



※認定日から起算して30日を経過した場合



●上記の場合、それぞれの起算日から30日を経過した日以降に提出した場合は、給付対象外期間が発生します。

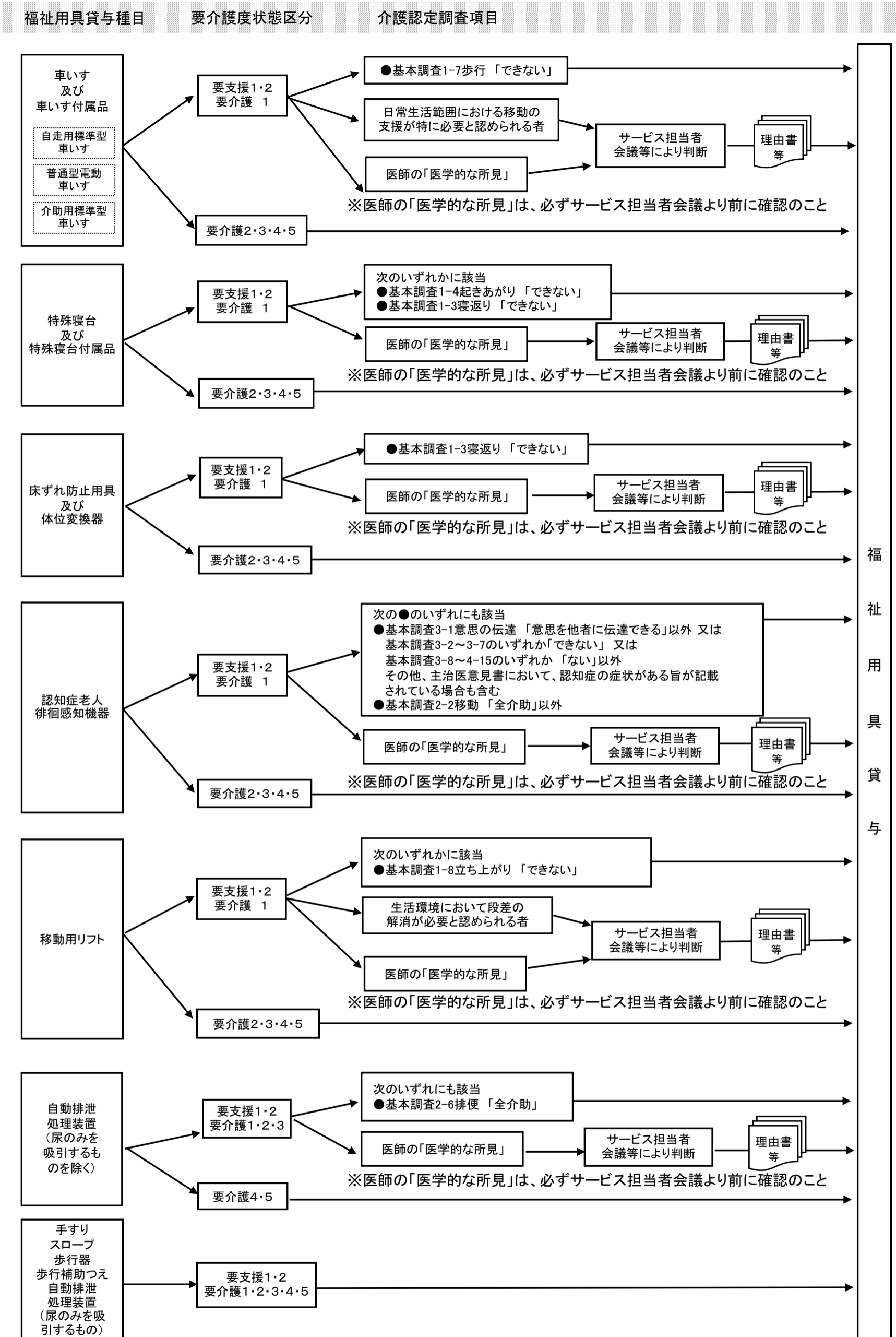
※何らかの理由で、モニタリングやサービス担当者会議が開催できず、認定日又は、更新期間開始日から起算して30日以内に理由書が提出できない場合は、介護保険課へご相談ください。

※いずれも起算日は初日不算入とし、翌日から起算します。また、30日目が休業日の場合は、翌営業日までとします。

※理由書受付日は、理由書によりその必要性が確認できた日をもって受付日とします。また、提出書類に不備がある場合は、書類が整った日をもって受付日とします。

※要介護認定の有効期間を12ヶ月延長した場合、例外給付の承認期間も同様に延長されるため、改めて提出は不要です。

福祉用具貸与種目別にみた選定の判断基準



福祉用具貸与

※理由書の添付書類

医師の医学的な所見の確認書類

要支援 5表(または4表)・介護予防サービス支援計画書

要介護 4表・1～3表